

第6章 環境の保全についての配慮事項

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業における現段階で、環境の保全について配慮すべき事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び入間市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは表6.1-1に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は表6.1-2(1)～(7)に示すとおりである。

表6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との関連
埼玉県	埼玉県5か年計画（令和4年3月）	○
	第5次埼玉県国土利用計画（令和5年10月）	○
	埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）	○
	埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方（令和3年3月）	○
	埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針（令和4年4月）	○
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）	○
	第3次埼玉県広域緑地計画（令和4年3月）	○
	第5次埼玉県環境基本計画（令和4年4月）	○
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和5年3月）	○
	埼玉県景観計画（平成28年4月）	○
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）	○
入間市	第6次入間市総合計画・後期基本計画（令和4年6月）	○
	入間市都市計画マスタープラン改定版（平成31年3月）	○
	入間市都市計画マスタープラン改定版（別冊）（令和5年1月）	○
	第三次入間市環境基本計画（令和2年3月）	○
	入間市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）	○
	入間市地球温暖化対策実行計画（令和5年3月）	○
	入間市 SDG s 未来都市計画（令和4年8月）	○

表6.1-2(1) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>埼玉県5か年計画 (令和4年3月)</p>	<p>埼玉県の総合計画として、令和4年度～令和8年度を計画年度とし、3つの将来像の実現を目指している。また、政策分野ごとの進むべき方向として12の指針を設定している。</p> <p>【埼玉県の目指す将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全の追求～Resilience～ ・誰もが輝く社会～Empowerment～ ・持続可能な成長～Sustainability～ <p>【12の指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害・危機に強い埼玉の構築 ・県民の暮らしの安心確保 ・介護・医療体制の充実 ・子育てに希望が持てる社会の実現 ・未来を創る子供たちの育成 ・人生100年を見据えたシニア活躍の推進 ・誰もが活躍し共に生きる社会の実現 ・支え合い魅力あふれる地域社会の構築 ・未来を見据えた社会基盤の創造 ・豊かな自然と共生する社会の実現 ・稼げる力の向上 ・儲かる農林業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第5次埼玉県国土利用計画 (令和5年10月)</p>	<p>県土利用の基本方針として、埼玉版スーパー・シティプロジェクトなどに取り組むことにより、SDGsの基本理念に沿い、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すとし、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用 <p>の3つの項目を基本方針としている。</p> <p>圏央道の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっており、特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれている。</p> <p>また、郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用整備方針として、圏央道青梅IC北側を工業系土地利用推進エリアとし、圏央道青梅IC北側の地域における工業系土地利用を推進します。 ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6.1-2(2) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>埼玉県土地利用基本計画 (平成25年2月)</p>	<p>計画地は、「圏央道地域」に区分されている。「圏央道地域」は、東京都心から概ね、30～60km圏にあり、西部の丘陵地から東部の低地まで様々な自然環境と地域文化を有しており、今後圏央道の整備により一層発展が期待されている地域と位置づけられている。</p> <p>このうち、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
<p>埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方 (令和3年3月)</p>	<p>超少子高齢社会を見据え、県内各地の特性を生かし、県民一人一人が支え合って日常生活を心豊かで安心・快適に暮らせる持続可能なまちをつくり、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現を目指している。</p> <p>【3つの要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な機能が集積しゆとりある“魅力的な拠点”を構築【コンパクト】 (2) 新たな技術の活用などによる“先進的な共助”を実現【スマート】 (3) 誰もが安心して暮らし続けられる“持続可能な地域”を形成【レジリエント】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針 (令和4年4月)</p>	<p>「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方」を踏まえて、企業と地域が連携して地域が抱える様々な課題を解決し、地域の持続的発展につなげる「未来を見据えた産業基盤の創出」を目指している。</p> <p>特に、県内全域の高速道路 I C 周辺や県内主要幹線道路周辺に豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進めている。</p> <p>方針1 未来を見据えた産業基盤を創出します。</p> <p>方針2 豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを進めます。</p> <p>方針3 市町村の産業基盤づくりを支援し埼玉の「稼げる力」を向上します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高速道路等の I C からおおむね5kmの範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用整備方針として、圏央道青梅 I C 北側を工業系土地利用推進エリアとし、圏央道青梅 I C 北側の地域における工業系土地利用を推進する。 ・ 交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。

表6.1-2(3) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)	<p>県民生活の視点から、埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり輝く 生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～ <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園の共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
第3次埼玉県広域緑地計画 (令和4年3月)	<p>21世紀半ばを展望した埼玉における緑の将来像とその実現に向けた3点の取組が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様で豊かな緑と共生する『埼玉』 <p>【3点の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ ・市町村や多様な主体との連携・協働 ・身近な緑の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。
第5次埼玉県環境基本計画 (令和4年4月)	<p>健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した3つの長期的な目標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり ・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり ・あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） (令和5年3月)	<p>国、市町村はもとより県民や事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組み、カーボンニュートラルの実現、気候変動に適応した持続可能な社会の実現を目指すべき将来像として掲げます。将来像の実現時期は、地球温暖化対策推進法及び国の地球温暖化対策計画を踏まえ、令和32年（2050年）としている。</p> <p>【目指すべき将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉 <p>【温室効果ガスの削減目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス（CO2）への対策として、計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。

表6.1-2(4) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>埼玉県景観計画 (平成28年4月)</p>	<p>計画地の位置する入間市は、特定課題対応区域の圏央道沿線区域に区分されており、将来の景観像を目指すため、以下の事項が定められている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・ 歴史と伝統が語られる景観づくり ・ 身近な生活環境を良くする景観づくり ・ 県民が主体となった景観づくり ・ 地域間の交流を進める景観づくり <p>また、建築面積が200㎡を超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として規制・誘導等が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、5年ごとに廃棄物処理基本計画を策定している。</p> <p>【将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。 ・ 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。 ・ 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。 ・ 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、適正に処理を行う。 ・ 進出企業に、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）、適正処理等を推進するよう働きかける。

表6.1-2(5) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>第6次入間市総合計画・後期基本計画 (令和4年6月)</p>	<p>圏央道青梅 I C 北側に近接する計画区域及びその周辺地域は、土地利用構想において、都市的土地利用として『工業系土地利用推進エリア』に指定されている。</p> <p>【土地利用構想】 『工業系土地利用推進エリア』 圏央道青梅 I C 北側の地域における工業系土地利用を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>入間市都市計画マスタープラン改定版 (平成31年3月)</p>	<p>【本地域のまちづくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然の保全と活用 ・良好な居住環境の形成 ・緑のネットワーク形成 ・地域間のアクセス性の向上 <p>特に、計画地の位置する金子地域は、土地区画整理区域に都市計画決定されており、市街地整備上の課題解決に向け、地域の実情に合ったより良い整備手法を採用することにより、良好な居住環境の創出を図ることとしている。</p> <p>また、事業区域以外の居住地においても生活道路の整備や緑化の推進等により安全で快適な生活が送れる居住環境を創出するとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・建築物の規模、色彩等に関して周辺の景観との調和に努める。
<p>入間市都市計画マスタープラン改定版(別冊) (令和5年1月)</p>	<p>「入間市都市計画マスタープラン改定版」(平成31年3月策定)について、「第6次入間市総合計画・基本構想」の変更に合わせて、部分的に見直しをしている。</p> <p>【変更の理由】 本市では、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」の策定にあたり基本構想を変更し、土地利用構想において、圏央道青梅 I C 北側の地域を新たに工業系土地利用推進エリアに位置づけました。当地域の土地利用の推進に向け、土地利用の方針など関連する内容を変更することとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6.1-2(6) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>第三次入間市環境基本計画 (令和2年3月)</p>	<p>入間市が目指す望ましい環境像の実現に向けて、以下の5つの基本方針を掲げている。</p> <p>【基本方針】</p> <p>基本方針1 「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」</p> <p>基本方針2 「豊かな自然環境の保全」</p> <p>基本方針3 「住みやすさが実感できる都市環境の構築」</p> <p>基本方針4 「安心して健康に暮らせる生活環境の保全」</p> <p>基本方針5 「環境学習の推進と環境活動の実践」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、未然の公害発生防止に努める。 ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
<p>入間市一般廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)</p>	<p>入間市では、以下の基本理念の下で、みんな(市民・事業者・市)が様々な場面を通してごみの減量に取り組み、持続可能な社会の実現を目指している。</p> <p>【基本理念】</p> <p>『ごみを減らして、持続可能な社会の実現』</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、適正に処理を行う。 ・ 進出企業に廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)、適正処理等を推進するよう働きかける。
<p>入間市地球温暖化対策実行計画 (令和5年3月)</p>	<p>入間市では、「気候変動の影響に適応するまち」を実現するため、避けることのできない気候変動の影響に対応し、被害を最小化、回避するまちづくりを進めるもので、以下の4つの基本方針を掲げている。</p> <p>【基本方針】</p> <p>自然環境：「適応策の推進による環境と経済の好循環」</p> <p>暮らし方：「市民の生命・財産を守る施策の推進」</p> <p>産業、経済活動：「新たな技術開発や製品開発の後押し」</p> <p>災害対策：「都市のレジリエンス(強靱化)の向上」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表6.1-2(7) 計画の内容と本事業での配慮すべき事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮すべき事項
<p>入間市 SDGs 未来都市計画 (令和4年8月)</p>	<p>2030年のSDGsの達成を目指して、主要産業であり、本市を代表する景観でもある狭山茶の茶畑や自然豊かな丘陵地帯、観光誘客を見込める大型商業施設、最先端の技術を有した中小企業等の地域資源の力を生かし、「Well-being」をキーワードに、経済・社会・環境の三側面から、2030年のあるべき姿、さらにその先の持続可能な市政運営を見据えた、未来共創のまちづくりに取り組んでいくとしている。</p> <p>【2030年のあるべき姿】 健康と幸せを実感できる Well-being City いるま</p> <p>【経済】 1. 先端技術が市民の健康と企業の活気をもたらすスマートヘルス・シティ</p> <p>【社会】 2. 市民の健康と地域の力をDXが支えるウェルネス・シティ</p> <p>【環境】 3. 公民連携の地域新電力が導くゼロカーボン・シティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性を活かし、計画的な土地利用を誘導する地域として、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備することにより、周辺環境との調和を図る。 ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・工事中に発生する廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、適正に処理を行う。 ・進出企業に廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）、適正処理等を推進するよう働きかける。 ・進出企業にエネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

6.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律又は条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表6.2.1-1に示すとおりである。

計画地は「鳥獣保護法」に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」等に指定されている。

表6.2.1-1 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無 ^(注)		関係法令等	
		計画地	周辺		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	
		県立自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全体法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		県指定鳥獣保護区	×	○	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
特定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	○	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○	河川法	
	土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域	×	×	工業用水法	
利土地	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画民有林	×	○	森林法	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)	×	○	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	○	入間市文化財保護条例	
		×	○	飯能市文化財保護条例	
		×	○	青梅市文化財保護条例	
		×	×	羽村市文化財保護条例	
×	○	瑞穂町文化財保護条例			
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	○	○	埼玉県景観条例	

注) 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表6.2.2-1(1)、(2)に示すように、法定等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表6.2.2-1(1) 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地及び周辺には保全対象となる施設や住居が分布する。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地及び周辺には分布しない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地内は起伏の少ない平坦な地形であり大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地及び周辺には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及び周辺は、立川断層が活動した場合に発生する地震により、震度6弱～震度6強のエリアに想定されている。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺には、埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及び周辺には、動物、植物の生息・生育空間が分布する。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地周辺の特に東側には埼玉県景観資源データベースシステムや入間市景観50選に選定されている茶畑が広がっている。	△
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地及び周辺には、屋敷林及び社寺林等が分布する。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地周辺の特に東側には埼玉県景観資源データベースシステムや入間市景観50選に選定されている茶畑が広がっている。	△

注) 該当欄の「○」は計画地及び周辺が該当、「△」は計画地周辺が該当、「×」は計画地及び周辺が該当しないことを示す。

表6.2.2-1(2) 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺の状況	該当
人と自然との豊かなふれあいの確保の保全を旨として留意されるべき配慮事項	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地及び周辺には、埋蔵文化財包蔵地が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法令等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制する計画とする。	○
	温室効果ガス等の吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響	計画地及び周辺には、空間放射線量の測定値が高い地点は分布しない。	×

注) 該当欄の「○」は計画地及び周辺が該当、「△」は計画地周辺が該当、「×」は計画地及び周辺が該当しないことを示す。

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

埼玉県では、「第5次埼玉県国土利用計画」（令和5年10月、埼玉県）を定め、圏央道の県内全線開通により、産業適地としての本県の立地優位性はますます高まっていること、特に、圏央道及びこれに接続する高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線で、新たな工業用地などの需要が見込まれており、郊外における新たな工業用地の需要については、高速道路のIC周辺や主要幹線道路沿線に、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを引き続き積極的に推進することとしている。

さらに、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」（令和4年4月、埼玉県）では、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するため、平成18年に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」を継承し定めたものであり、その中で、高速自動車国道や自動車専用道路のICから概ね5kmの範囲を新たな産業基盤づくりを検討する地域としてあげており、ICの出口から概ね1.5km以内を「産業誘導地区」の選定条件としている。

また、入間市では、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」（令和4年3月、入間市）の基本構想において、本地区を圏央道青梅ICに近接するという交通利便性を活かし、工業系土地利用推進エリアに位置づけている。また、「入間市都市計画マスタープラン改訂版（別冊）」（令和5年1月）において、「第6次入間市総合計画・後期基本計画」に合わせ、入間市都市計画マスタープランを改定し、本地区を工業系土地利用推進エリアとして位置づけている。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は、「6.3.1当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、「第5次埼玉県国土利用計画」、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」及び「第6次入間市総合計画・後期基本計画」において産業施設の誘導、「入間市都市計画マスタープラン改定版（別冊）」（令和5年1月、入間市）において工業系土地利用の推進を図る地域に位置づけられていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

計画策定の段階において、表6.2.1-1及び表6.2.2-1に示した内容を配慮し、本事業による影響を回避又は低減について表6.4-1に示すとおり検討を行った。

表6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	学校や病院、福祉施設等、環境の保全に配慮が必要な施設や住居棟への影響の回避又は低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	保全すべき種の生育・生息環境への影響の回避、低減に努める。 動植物の生育・生息空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保の保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内に公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	計画地に植栽する種や建築物の色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努める。 自然とのふれあいの活動の場への影響の回避又は低減に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源として、公園及び緩衝緑地帯等を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガスの吸収源対策として、各進出企業に対して緑化を促すよう努める。	特になし。